



飯塚市保育士修学資金 貸付金制度の手引



飯塚市 こども未来部保育課



目 次

1. 保育士修学資金貸付制度の概要・・・・・・・・・・	4
(1) 貸付制度について	
(2) 貸付の要件	
(3) 貸付金額	
(4) 貸付期間	
(5) 貸付方法	
(6) 貸付利子	
(7) 他の貸付制度等との併給	
(8) 貸付金の返還	
(9) 返還の猶予	
(10) 返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて・・・・・・・・	7
(1) 申請から決定の流れ	
(2) 申請受付期間	
(3) 申請書類提出先	
(4) その他	
3. 修学中の手続について・・・・・・・・・・	10
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
4. 卒業時の手続について・・・・・・・・・・	11
(1) 卒業時の報告	
5. 市内の私立保育所等に勤務就職時の手続について・・・・・・・・	12
(1) 採用時の手続き	
(2) 現況報告書の提出	
(3) その他の届出・申請事項	

6. 修学資金の停止について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 停止対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
7. 契約の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 契約解除対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
8. 修学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 返還対象	
9. 修学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
10. 修学資金の返還免除について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 返還免除の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
11. 提出先及び連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	16



1. 保育士修学資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、県内の保育士養成施設（児童福祉法18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。）に在学する方のうち、将来、飯塚市内の私立保育所等に常勤保育士として勤務する意思のある方を対象にした制度です。

なお、県内の保育士養成施設を卒業後1年以内に、市内の私立保育所等に常勤保育士として就職すると、申請により返還猶予となり、継続して5年間勤務すると、申請により借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

(2) 貸付の要件

- ・市内に住所を有する者又はその子等であって、県内の保育士養成施設に在学していること。
- ・貸し付けを受ける方及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- ・保育士養成施設を卒業後1年以内に、常勤保育士として市内の私立保育所等に就職し、継続して5年間勤務することを誓約できる方。

※「市内の私立保育所等」とは、

市内の認可保育所及び認定こども園のうち、私立のもの。

※「常勤保育士として勤務」とは、

雇用形態は正規雇用に限りませんが、1日6時間以上かつ1月20日以上又は1月120時間以上の勤務。

事務職としての勤務は該当しません。

★貸付の申請にあたって

この制度は、市内の私立保育所等の常勤保育士の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を全額返還していただきます。

保育士養成施設を卒業後、1年以内に確実に市内の私立保育所等に常勤保育士として勤務することができるか、また5年間勤務できるか、申請にあたっては十分検討してください。また、貸付決定の際には連帯保証人とともに貸付の説明を受けてください。

(3) 貸付金額

貸付金額は月額 50,000 円。

※福岡県保育士修学資金を利用する方は月額 20,000 円とします。

(4) 貸付期間

貸付期間は、貸付決定された月（申請内容に不備等なければ、申請した月）から、保育士養成施設の正規の修学期間が満了する月までとなります。

※ 留年した場合でも貸付期間は保育士養成施設の正規の修学期間までとなります。

(5) 貸付方法

貸付方法は、6か月分を年2回に分け、貸付を受ける本人が指定する口座へ振り込みます。（4月からの貸し付けは、6月と12月に振り込み予定です。）

※ 事務処理等の都合により、振込が遅れることがあります。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 他の貸付制度等との併給

他の貸付制度等との併給はできますが、他の市町村に所在する保育所等への就業を義務付けている貸付制度等、または他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併給はできません。

(8) 貸付金の返還

返還期間は、契約解除の場合を除き返還の事由が発生したのち、5年以内となります。

ただし契約解除等条例第10条に伴う返還の場合、直ちに返還となります。

詳しくは、「8. 修学資金の返還について」（14ページ）を参照してください。

※ 返還事由が生じた場合に返還が可能であるか、申請にあたっては十分ご検討ください。（修学中退、5年以内の途中退職等）

(9) 返還の猶予

県内の保育士養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して 1 年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として勤務したとき、第 10 条の規定により契約解除になった後も引き続き市内の保育士養成施設に在籍しているとき、又は、出産・育児のため就業規則に基づき一時的に私立保育所等を休職するとき等は、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができます。

(例) 2026 年度に保育士養成施設[短大]に入学した場合

年 度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
養成施設在学	←→						
修学資金貸付	←→						
保育所等勤務			←→				
返還猶予			←→				

※返還猶予途中で、免除される条件を満たさなくなった場合でも、貸し付けた金額を全額返還していただきます。

(10) 返還の免除

県内の保育士養成施設を卒業後 1 年以内に、市内の私立保育所等に就職し、継続して5 年間常勤保育士として勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。(常勤保育士となって 6 年目の初日をもって返還免除)

詳しくは、「10. 修学資金の返還免除について」(17 ページ)を参照してください。

(例) 2026 年度に保育士養成施設[短大]に入学した場合

年 度	2026	2027	2028 4/1 就労開始	2029 4/1 1 年目満了	2030 4/1 2 年目満了	2031 4/1 3 年目満了	2032 4/1 4 年目満了	2033 4/1 5 年目満了
養成施設在学	←→							返 還 免 除 決 定
修学資金貸付	←→							
保育所等勤務			←→					
返還猶予			←→					

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

① 修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、飯塚市役所 1 階保育課で配布しているほか、本市の公式ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて提出してください。

【必要書類】

- ☐ 飯塚市保育士修学資金貸付申請書（様式第 1 号）・・・1 部
- ☐ 在学証明書（様式第 2 号）・・・1 部
- ☐ 誓約書（様式第 3 号）・・・1 部
- ☐ 飯塚市保育士修学資金貸付に関する個人情報の取扱いに係る同意書
（様式第 17 号）・・・世帯全員、各 1 部

【添付書類】

- ☐ 住民票謄本（発行後 3 か月以内のもの）・・・本人 1 部
（本人と連帯保証人が同居の場合、1 部で可）
- ☐ 住民票謄本又は抄本（発行後 3 か月以内のもの）・・・連帯保証人各 1 部
- ☐ 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）・・・連帯保証人各 1 部

※連帯保証人について

修学資金の貸付契約の際には、連帯保証人を 2 人立てていただきます。連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、申請者が未成年の場合は、連帯保証人 2 人のうち 1 人を保護者（親権を行う者及び未成年後見人）としてください。

- 連帯保証人は、貸付を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。
- 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とはできません。そのため、父親もしくは母親のどちらか一方のみとしてください。
- 申請者と生計を一にする配偶者を連帯保証人とはできません。

〈次ページの注意事項を必ず確認してください。〉

《注意事項》

- 連帯保証人が押印する印鑑については、記入する全ての書類において、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。
- 連帯保証人の印鑑・住所・氏名等の変更は、必ず届け出てください。
- 提出書類はボールペン、又は万年筆で記入してください。
（消せるボールペンは使用しないでください。）
- 提出書類に押印する印鑑は、インク浸透型タイプのものは使用不可です。また、申請者と連帯保証人が同じ苗字であっても同じ印鑑は使用しないでください。
- 提出書類には同一の印鑑を使用してください。
（貸付決定後も申請者については同一の印鑑での手続きをお願いしますので、申請時に使用した印鑑をなくしたり忘れたりしないようにしてください。）
- 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押印してください。
（修正液・修正テープ・豆印での訂正はしないでください。）
- 在学証明書は、必ず申請者が在学する学校に作成を依頼し、その証明を受けてください。
- 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

② 貸付審査・可否決定

貸付に必要な書類を審査したのち、貸付の可否を決定します。

審査結果については「飯塚市保育士修学資金貸付申請結果通知書（様式第4号）」により申請者に通知します。

③ 貸付決定

「飯塚市保育士修学資金貸付申請結果通知書（様式第4号）」をお送りする際に、以下の書類を同封しますので、必要事項を記入し、提出してください。

【必要書類】

- ☐ 飯塚市保育士修学資金貸付契約書（様式第5号）・・・2部
※うち1部に、収入印紙を貼付してください。
- ☐ 飯塚市保育士修学資金貸付請求書（様式第15号）・・・1部
- ☐ 口座登録申請書（様式第16号）・・・1部

(2) 申請受付期間

随時募集 毎月月末を締め切り日とします。

※ 定員に達し次第、募集を終了させていただきますので、ご注意ください。

(3) 申請書類提出先

申請書類は、下記受付窓口に直接提出してください。(郵送不可)

飯塚市役所 1階 保育課(福岡県飯塚市新立岩5-5)

飯塚市役所こども未来部保育課 修学資金貸付担当

※ 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の市役所開庁時間

(4) その他

貸付契約の締結については、毎年度必要となります。

3. 修学中の手續について

(1) 現況報告書の提出

毎年3月下旬ごろに必要な書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課に提出してください。

【必要書類】

□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項届出書（様式第6号の1）・・・1部

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後14日以内に保育課へ連絡するとともに書類を提出してください。

（必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（様式第6号の1）
②休学したとき	
③停学の処分をうけたとき	
④留年したとき	
⑤復学したとき	
⑥停学の処分が解かれたとき	
⑦登録している印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更を希望するとき	
⑧退学したとき	
⑨修学資金の貸付けを辞退したとき	
⑩連帯保証人について変更が生じたとき （氏名・住所・電話番号等）	□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（様式第6号の2）

※1 ②～③の事由が生じた場合には、修学資金の貸付を停止しますので、詳しくは「6. 修学資金の停止について」を参照し、必要な手続きを行ってください。また、⑤～⑥の事由が生じたときは、修学資金の貸付を再開しますので、必要な手続きを行ってください。

※2 ⑧の事由又は、条例第3条に規定する貸付けの要件を満たさなくなったときは、修学資金の貸付契約を解除しますので、詳しくは「7. 契約の解除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

なお、契約解除後も引き続き保育士養成施設に在学している場合に、本人の希望があれば、修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「9. 修学資金の返還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

4. 卒業時の手続について

(1) 卒業時の報告

卒業年の3月上～中旬頃に必要書類を送付しますので、添付書類を添え、4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項届出書（様式第6号の3）・・・1部

【添付書類】

- ☐ 保育士養成施設の卒業証明書の写し
- ☐ 保育士登録済通知書の写し

※保育士登録済通知書が届きましたら14日以内に保育課に写しを提出してください。なお、保育士証が届きましたら写しを提出してください。

○ 市内の私立保育所等に勤務する方

市内の私立保育所等に常勤保育士として継続して5年間勤務すると、修学資金の返還が全額免除となります。勤務中に必要な手続きについては「5. 市内の保育所等に採用時の手続について」を参照してください。

○ 上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

5. 市内の私立保育所等に就職時の手続について

(1) 採用時の手続き

市内の私立保育所等に採用が決定した後に、下記の書類を提出してください。

【必要書類】

□飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項届出書（様式第6号の4）・・・1部

(2) 現況報告書の提出

毎年3月下旬ごろに必要な書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土日祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課に提出してください。

【必要書類】

□飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（様式第6号の1）・・・1部

(3) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後14日以内に保育課へ連絡するとともに書類を提出してください。（必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等提出届（様式第6号の1）
②登録している印鑑を紛失したとき 登録している印鑑の変更を希望するとき	
③休職（出産・育児含む）、復職したとき	
④市内の私立保育所等を退職したとき	
⑤市内の私立保育所等へ転職したとき	□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等提出届（様式第6号の4）
⑥連帯保証人について変更が生じたとき （氏名・住所・電話番号等）	□ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（様式第6号の2）

※1 5年間勤務する前に、④の事由が生じた場合には、借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※2 ③～⑤の事由については、私立保育所等の施設長等の証明が必要です。

6. 修学資金の停止について

(1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を停止しますので、事由発生後14日以内に保育課へ連絡してください。

- ① 休学したとき
- ② 停学処分を受けたとき

※ すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

(2) 提出書類

- 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書
(様式第6号の1)・・・1部

※ 復学・停学処分が解かれた場合にも上記書類を提出してください。
貸付を再開する手続きをします。

(3) 提出時期

事由発生後14日以内に保育課へ書類を提出してください。

7. 契約の解除について

(1) 契約解除対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付の契約が解除となりますので、事由発生後14日以内に保育課へ連絡してください。

- ① 保護者等が市内に住所を有さなくなったとき
- ② 保育士養成施設を退学したとき
- ③ 保育士養成施設を卒業し1年以内に市内の私立保育所等に就職しなかったとき
- ④ 市内の私立保育所等を5年未満で退職したとき
- ⑤ 本市の実施する奨学資金の貸付けを利用したとき
- ⑥ 市税等を滞納したとき
- ⑦ 修学資金を辞退したとき

(2) 提出書類

①～⑦の事由については、借り受けた修学資金は全額返還となりますので詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(3) 提出時期

返還事由発生後14日以内に保育課へ書類を提出してください。

8. 修学資金の返還について

(1) 返還対象

修学資金の貸付契約が解除されたときは原則として直ちに全額返還となります。

9. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、保育課へ申請をお願いします。

- ① 保育士養成施設卒業後1年以内に市内の私立保育所等において常勤保育士として業務に従事したとき。
- ② 修学資金の契約解除後も、引き続き保育士養成施設に在学しているとき。
- ③ 出産・育児のため、就業規則等により一時的に市内の私立保育所等を休職するとき
- ④ 災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

(2) 提出書類

事由	提出書類
①卒業後1年以内に市内の私立保育所等に就職したとき	□ 飯塚市保育士修学資金返還猶予申請書（様式第11号） ※上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。
②契約解除後も保育士養成施設に在学したとき	
③災害・疾病その他により返還が困難になったとき	

(3) 提出時期

返還猶予事由発生後、14日以内に保育課へ書類を提出してください。

10. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が免除となります。

- ① 保育士養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して 1 年以内に市内の私立保育所等に就職し、継続して常勤保育士として5年間勤務したとき。

※ 貸付けを受けた期間が正規の修学期間より短い場合であっても、5年間市内の私立保育所等に常勤保育士として勤務することが全額免除の要件となります。

※ 市内の私立保育所等に転職をする場合、私立保育所等を退職した日から1月以内に転職したときは勤務期間として算定されます。

- ② 死亡したとき。

- ③ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①5年間以上勤務したとき	☐ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 (様式第6号の1) ☐ 飯塚市保育士修学資金返還免除申請書(様式第13号)
②死亡したとき	☐ 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 (様式第6号の5) ☐ 飯塚市保育士修学資金返還免除申請書(様式第13号) ☐ 死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか一つ
③その他市長が必要と認めるとき	☐ 飯塚市保育士修学資金返還免除申請書(様式第13号) ※ 上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります。

(3) 提出時期

市内の私立保育所等に5年間勤務された方には、3月下旬ごろに必要な書類を送付しますので、4月末日(末日が土日祝休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。

その他の事由については、事由発生後、14日以内に保育課へ連絡の上、必要書類を提出してください。

1 1. 提出先及び連絡先

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩5-5

飯塚市役所こども未来部保育課

保育給付係 修学資金貸付担当

(TEL) 0948-22-5548

(FAX) 0948-21-9508

メールアドレス hoiku@city.iizuka.lg.jp

